**介護保険サービス事業所等における事故発生時の報告等について**

　厚生労働省令（いわゆる指定基準）において、介護保険サービス事業者（以下、「事業者」という。）は、事業所等で事故が発生した場合、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが定められている。

今回、事故発生時の報告等に関して、報告が必要な事故の対象、報告の手順及び様式、報告事項等の考え方を示し、新居浜市等への事故の報告等が適切に行われるとともに、事故の再発防止と原因究明が効果的に行われるように周知するものである。

**１　報告の対象**

　報告が必要な事故は、事業者が行う介護保険サービス等（以下、「サービス」という。）を提供中の利用者及び入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する事故とする。

**２　報告の種類（内容）**

　報告が必要な事故の種類（内容）は、事業所の過失の有無を問わず、次のとおりとする。

（１）サービスの提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

　　　　・死亡事故については、全て報告する。

　　　　・負傷等については、以下のいずれかの場合に報告する。

①医療機関へ通院（受診）し、医師の保険診療を要したもの

②今後の利用者の日常生活に影響を及ぼすと考えられるもの

③その他重篤な事故

（２）事業所が的確な状況把握ができていない利用者の行動（徘徊等）で警察や地域包括支援センター等の関係機関と連携が必要となったもの。

（３）その他

　　　　・違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ、落薬の発見等の誤薬が発生した場合。

・風水害及び地震、火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

・食中毒、感染症及び結核等で病院や保健所等へ報告（届出）したもの等、若しくは傷病等で緊急性・重大性の高いもの。

・職員（従業者）等の法令違反や不祥事等により、利用者の処遇に影響があるもの。

・その他報告が必要と判断されるもの。

　　（４）上記以外であっても、利用者及び利用者の家族との間でトラブルが生じている場合、又は、トラブルの生じる可能性がある場合。

　＊食中毒、感染症等及び結核が発生した場合の届出等

　　　　①食中毒、感染症等及び結核等が発生した場合は、医師と連携をとり、速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、新居浜市へ報告する。

　＊容態が急変し、救急搬送した場合の届出等

　　　　①救急搬送後、病気が原因と発覚した場合は報告の必要はない。事業所内においては日々の記録に残しておくこと。

**３　報告の時期・手順**

（１）新居浜市への報告

* 1. 事業者は、報告が必要な事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告を行う。緊急性・重大性の高い事故、あるいは事情により5日以内に報告書の提出が難しい場合については、直ちに電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。電話等による第1報に要する報告内容については以下の通りとする。

・対象者の氏名、年齢、性別　　　・事業所（施設）名

・事故発生日時、場所　　　　　　・事故状況の程度（受診、入院等）

・事故の種別（転倒、誤薬等）　　・事故の内容

* 1. 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は適宜経過報告を行い、解決に至った時点で文書により結果等の報告を行う。

（２）愛媛県への報告

緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又はその可能性があるものについて必要に応じて報告を行う。

（３）関係市町村（保険者）への報告

報告の対象となる利用者が、新居浜市以外の被保険者である場合は、保険者である市町村に対し新居浜市への報告に準じて行う。

**４　報告事項等**

（１）報告事項

報告が必要な事項は、次のとおりとする。

1. 事業所に関する事項

法人名、事業所名、サービス種類、所在地、事業所番号

②　利用者（対象者）に関する事項

氏名、性別、生年月日、年齢、住所、サービス提供開始日、介護保険被保険者番号、要介護度、認知症高齢者日常生活自立度

* 1. 事故の概要

発生日時、場所、事故の種別、事故発生時の状況

※事故について、詳細な記録（介護日誌等）や、**図・図面等（交通事故にかかる報告については、略地図等）がある場合は添付してください。**

※報告書の記載欄が不足する場合は、別紙で添付してください。

＊経過と対応について

対処方法、通院（受診）医療機関名、治療等の内容（診断結果）、事故後の利用者の状態、家族等への報告状況（家族等の氏名、利用者との続柄、報告日時、家族等の理解）、事故の原因分析、再発防止策などを記入すること。

（２）報告様式

　　新居浜市が示す様式とする。

ただし、上記（１）に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

（３）誤薬発生時の対応について

　誤薬事故の対応については、必ず医師の見解、指示を基に実施すること。

**５　その他**

　　事業者においては、事故発生時に迅速で適切な対応を行うための事故対応マニュアル等を作成し、職員（従業員）に周知徹底するとともに、「ヒヤリ・ハット」への細かな記載などで、気づきの視点に心がけること。また、発生した事故等について原因を解明し、同様の事故を未然に防ぐための対策を講じる。

事故及び事故後の状況について、新居浜市（愛媛県及び保険者である市町村）から確認等を求められた場合は、再度報告や説明をするなど協力すること。

**６　報告先**

　　事業者は、新居浜市（福祉部介護福祉課）へ報告するとともに、当該利用者等の保険者である市町村に報告する。また、必要に応じて愛媛県に報告する。